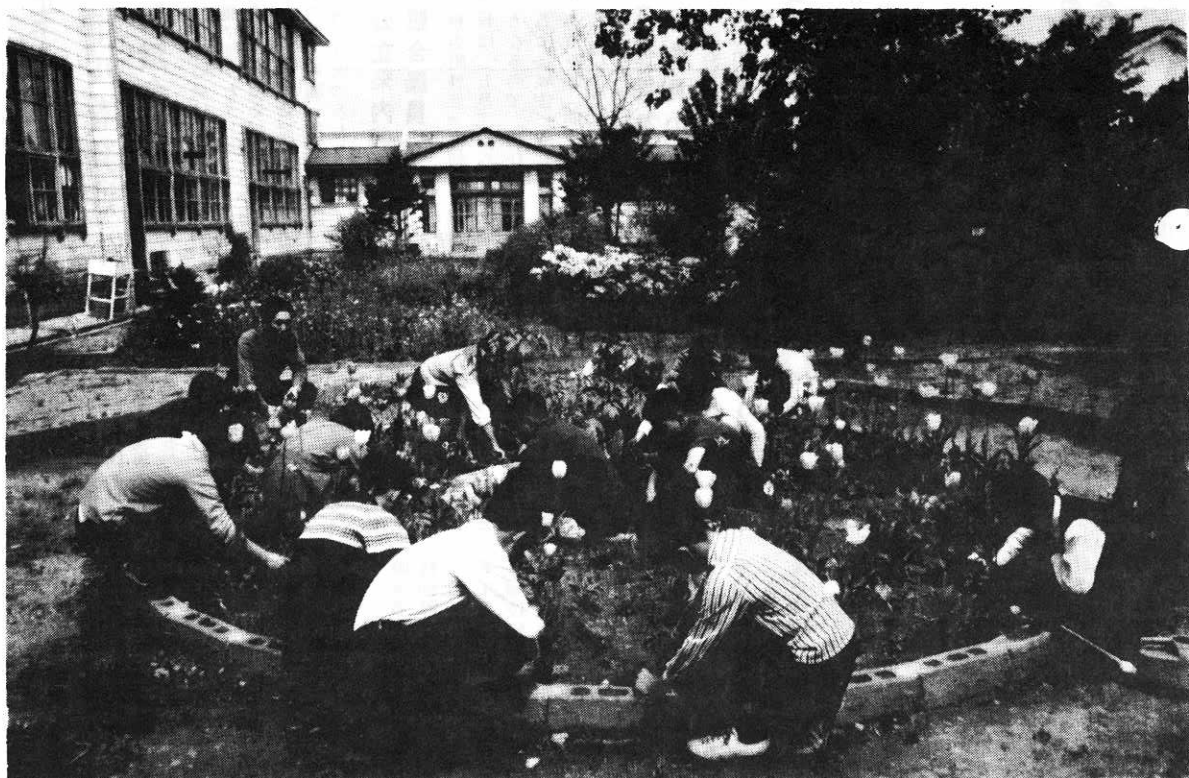




◆発行所 秋田県北秋田郡鷹巣町役場
☎(01866) 2-1111
◆編集 総務課秘書係
◆発行部数 6,550部
◆毎月1日・15日発行
◆頒価10円◆郵便番号018-33
◆印刷所 (株)秋北新聞社



情操教育に花壇づくりを取入れている町立東小学校

6月のこよみ

- 1日 交通安全の日、食品衛生の日
水道週間(～7日)町長面会日
- 4日 参議院議員選挙告示
歯の衛生週間(～10日)
- 7日 計量記念日
- 10日 防火の日、時の記念日
- 15日 農地報償国債償還金支払開始
町長面会日
予防接種<ジフテリア、百日咳、
破傷風>(～16日)
- 20日 家庭の日、清掃一斉日
父の日、らいを正しく理解する
運動(～26日)
- 24・25日 予防接種<日本脳炎>
- 27日 参議院議員選挙投票日

●町県民税第1期分納期●福祉年金の定期
の所得状況を出す月●町議会定例会●鉄道
妨害防止運動月間●農薬危害防止運動

美しさを愛する人になろう

町を歩いていると、どんな狭い庭先にも、四季に応じた色鮮やかな花や樹木に目がとまります。

「花を愛する者に悪人なし」のことわざがあるように、花はあるときは、私たちの日常生活のせわしさをやわらげてください。自然の美しさを私たちがもっともつと大切にしたいものです。

No.217
46
6/1

貯蓄で生まれる……
……あなたのしあわせ

貯蓄増強6月特別運動
6月1日～6月30日

町議会たより

へ一般会計補正予算
南小水泳プールを発注

第三回町議会臨時会

昭和四十六年第三回町議会臨時会は、五月二十四日午前十時から役場議場で開かれました。開会後、新議員（補選議員）の紹介、出川町長の町長就任あいさつがあった。本議会では緊急動議二件、選挙二件、議案四件、請願一件が出されました。可決した議案の内容は次のとおりです。

補正額千二百七十九万円
公立米内沢病院組合議員に二氏

昭和四十六年度町一般会計補正予算（第一号）は歳入、歳出の総額に千二百七十九万円を追加補正し、それぞれ八億六千四百九十六万二千円となりました。補正追加となった主な歳入歳出は次のとおりです。

歳入

▽町税・固定資産税七百五十五万六千円▽分担金及び負担金十三万四千円▽国庫補助金百二十万四千円▽町債（教育費）三百九十万円

歳出

▽総務費（選挙費）六十八万九千円▽教育費（小学校費）二万四千円▽小学校敷地七、七六三平方メートル購入費四百三十六万円、神社移転、立木補償など二十四万四千円、町立南小学校等水泳プール建設費二五、五〇一、六一、一基七百四十二万九千円ほか。

町税条例の一部を改正

業債が最終的に議決済額より都市計画事業債については十萬円の減、公営住宅建設事業債については四十萬円の増と起債許可予定額が変更になり、地方債補正を要するため、地

昭和四十六年度分町民税の賦課に際し、四月一日から施行される地方税法の一部改正法が三月二十九日公布となり、それに伴い町税条例の一部を改正する必要があるも、町議会を招集する暇がないので地方自治法第七十九条の規定によつて専決処分するもの。改正された主な内容は次のとおりです。

町税条例の一部を改正
町民税の諸控除など引上げ

町議会常任委員会補欠委員を地方自治法第九十九条第二項の規定により、このたびの町議補欠選で当選した三議員について所屬常任委員会委員を選任するもの。

決定した補欠常任委員氏名
教育民生常任委員会 高橋祐三郎
産業経済常任委員会 佐藤 勉
久留島清三郎

四十五年度町一般会計補正を専決

昭和四十五年度町一般会計補正予算（第八号）は、都市計画事業債、公営住宅建設

方自治法第七十九条の規定によつて専決処分するもの。なお、歳入・歳出の合計においては、補正額はなく、補正第七号と同じ額の九億六千二百八十五万七千円です。

▽所得控除（カッコ内は従前）
障害者控除額九万九千（八万）
特別障害者控除額
十一万（十万）
老年者控除額九万九千（八万）
寡婦控除額九万九千（八万）
勤労学生控除額
九万（八万）
配偶者控除額
十三万（十一万）
基礎控除
十四万（十三万）
扶養控除額十萬（八万）
生命保険料控除額
二万七千五百（二万五千）
医療控除額
百萬元（三十萬元）
▽簡易税額表（第三十三條の四の二）を削除とする。
これは、所得税を小型電算機で計算するため、山林所得の課税も簡易税額表によらないで計算することにより、簡易税額表を削除して、第三十三條の三の所得割の税率によつて計算します。
▽特別徴収税額の納入の義務等（第四十三條）に一項を加える。《条文略》
この改正は、特別徴収の

法によつて徴収されている者が中途で退職した場合に、その後の納税額（以下「残税額」という。）を特別徴収義務者が退職者の給与または退職金から一括して徴収することとしたが、中途退職者について常に残税額を一括徴収することとは、一時に納付する税額多く負担が過重になるという理由から、当該年度の翌年の一月から四月三十日までの間に退職した納税義務者本人から申出があり、残税額の金額を五月三十一日までに支払われる給与又は退職手当等から徴収することができるとの見込みのときに限り、この一括徴収ができる。なお、五月三十一日までの間に給与もしくは退職手当等の全部又は一部が支払われないこととなったときには、同日まで支払われた給与又は退職手当等の額から徴収することができるとの額を徴収し、納付することに改正になりました。

◎電気ガス税関係
第九十四條、第九十八條の一部改正ノ事項の整備。
◎付則関係
▽付則第四項の改正
利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得については、千萬元までは百分の二を、千萬元をこえる金額については百分の一に相当する金額をそれぞれ税額から控除する。
▽付則第十二項中「第十項」を「第十一項」改める（略）
▽付則第十四項を次のように改める。（昭和四十七年度分の個人の町民税に関する特例）省略。
▽付則第二十一項及び第二十四項第一号中「第三十四條第一項の下に」「第三十四條の二の第一項、第三十四條の三の第一項」を加える。省略。
▽町民税特別控除規定
▽付則第二十項に次のように改める。
（昭和四十六年度分の個人の町民税に関する特例）
「特別措置法第八條の三の規定（配当所得の所得税の分離課税）ですが、町民税の課税は総合課税」という改正
▽付則第二十六項の次に一項を加える。（省略）
▽所得割の納税義務者の昭和四十六年から昭和五十年までの各年の総所得金額のうちに証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該配当所得はそのまま他の所得と合算して総合課税することになります。

したがって、特別徴収は毎月何月分として徴収するのが原則となっているが、退職した納税義務者の申出により特別徴収する場合、例えば納税義務者が一月に退職し五月に退職手当等が支払われるときに、残税額を一括して徴収できるようにになりました。

◎固定資産税関係
第五十六、五十七條の一部改正で、心身障害者福祉協会が心身障害者のために業務の用に供する固定資産を非課税として取扱うための改正。

国民年金

老齢年金の裁定

請求は間違いなく



拠出制の国民年金制度が実施されてから十年が経過し、いよいよ今年度からは、待望の老齢年金の支給が開始されることになりました。

権利が発生する人は、昭和四十六年度中に六十五歳になる人（明治三十九年四月二日から明治四十年四月一日）までの間に生まれた人です。

裁定事務は電子計算機で老齢年金及び通算老齢年金に関する事務は、社会保険庁において電子計算組織により、全国のものを一括して行なっており、みなさんの国民年金に加入されている期間や、保険料を納めた期間等は、すべて社会保険庁において記録され管理されます。

ご承知のように、老齢年金または通算老齢年金を受けるには、必要な期間国民年金に加入しており、かつ、一定の年齢に達していることが必要ですが、これらの条件のすべてを満たしていたとしても、それだけで自動的に年金が受けられるというものでなく、年金を受けるには「裁定請求」という行為が必要です。

「裁定」とは、国（社会保険庁）に年金を受ける権利があることの確認を受けて、はじめて年金が受けられるようになるわけです。

なお、裁定請求書等の提出開始は、本年四月から開始され、最初の年金証書の交付が六月初旬、年金の支払いは八月から開始されることになっています。

胃と婦人病集団検診申込みを

本年も町民の健康を守るため、胃（男・女）と婦人病集団検診を次の要領で実施します。

町税納期前納付報奨金交付について

町税の納付については、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

電報電話局だより

六月五日ごろから加入者に電話帳を配ります。町内を順次に回りますので六月十五日ごろ完了の予定です。ご了承ください。

実際の場所であれば、教えられたことを容易に、しかも確実に身につけるものです。

子どもの交通安全教育は、根気のいる訓練のくりかえしによって習慣づけられる。



- 指導 鷹巣警察署
- 対象 ルンビニ幼稚園
- 場所 米代町



昭和四十五年度町税納期前納付報奨金は、二千七百五十八件、二十七万六千九百十円となりました。役場窓口、あるいは係員が直接訪問交付以外で、農家の方へは各農協に依頼して個人貯金口座に振込みましたので、農協へおいでのときは通帳を確認ねがいます。もし、ご不審のときは役場取納課へお問い合わせください。なお、ことしも、自主納税にご協力をお願いします。

6月の話題



虫歯は早期治療が大切

10日まで歯の衛生週間

四日は「ムシ歯予防デー」です。六月の六（む）と四日の四（し）を語ろに合わせたユーモラスな着想ですが、これはもともと昭和三年、日本歯科医師会が提唱したという古くからの行事で、戦争中、一時中断しましたが、戦後復活し、昭和三十年からはさらに拡大して、四日からの一週を「歯の衛生週間」として現在にいたっています。

歯のよい方にはムシ歯の痛さは理解できませんが、歯医者さんに行ってみて、治療の順番を待つ患者さんの顔は悲痛そのものです。なにしろ統計によりますと、日本人の八五％はムシ歯が歯槽膿漏だといふことです。歯のいいわるは子どもの時からの心掛けにもよります。先号の広報でもお伝えしましたが、昨年の三歳児検診で、虫歯の患者が検診者の九五％、り患者がいます。町では三歳児の一斉検診を強く訴えています。これは三歳ぐらいの年ごろの子



美しい歯は健康のシンボル

- 幼児（四〜六歳）
ひとりりでみがかせ、不充分な時はもう一度みがかせよう。
- 幼児（一〜四歳）
スプーンを持つことができたなら、歯ブラシを持たせみがき方を指導してください。
- 乳児（五ヶ月〜一歳）
歯が生えはじめたら、歯を脱脂綿でふいてあげましょう。

参考までに、本町の昭和四十五年度中の歯科医療状況（ただし国民健康保険加入者）について調べてみると、町と個人が医療機関に支払った額が総額の約一割強の千九百三十八万八千二百円で、患者一人当たり年間三千六百六十六円、一日当たり八百五十六円になります。治療期間は一人平均三・七日。国保加入者二人に一人はなんらかのかたで歯科医にかかっていることになりました。

お買い物と計量

7日は計量記念日

七日は「計量記念日」。ひところは、お買物の奥さんもお肉、牛肉、七十五グラムちょうだい、なんて、百匁に換算しないといふ分量の見当がつかないという声を聞きました。今はもうそういう方はいないようです。八百屋さんでも魚屋さんでもみなグラムいくら、キロいくらです。一般の台所にもグラム計量器を備えるご家庭がふえて、メートル法はすっかり定着しました。

ただ、この場合、目と手でおよその計量できる程度の勘をふだんから養っておくことが大切です。



計量に強くなりましょう

定刻集合、定刻開始を

10日は時の記念日

「時は金なり」という西洋のことわざがあります。開拓時代に夜を日に繼いで働いたアメリカ人らしい発想です。わが国では天智天皇（六七二）のむかし初めて水時計を使つて時刻を知らせたという故事にちなんで、十日は「時の記念日」と定められました。時計は別として、最近では朝、昼、夕方には、それぞれの地区でサイレンを利用して作業などにでかけている人たちの便利をはかっています。また、会合時間を指定しても、その指定時刻に参加者が集まらないので、主催がやきもきする場合が少なくありません。定刻を守らないばかりに終りの時間が長かつたに、遅れて来た人に、いお

ち会議の経過をお知らせするという二重な無駄があります。せめて定刻の五分前には主催者側も参集者もそろふことが大切です。両者が顔を合せ会議などをする場合、これほど進行上大きな力がないと思いません。「鷹巢時間、何々時間……」などという汚名のもとで、時の記念日を期して「定刻前集合、定刻開始」を宣言しましょう。



時間を守る習慣を身につけましょう

安全協会に

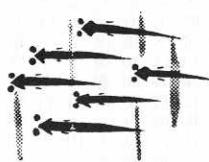
管区警察局長表彰

鷹巣地区交通安全協会（成田末吉会長）では、四月二十七日交通安全運動の功績が認められ、東北管区警察局長および東北交通安全協会会長の連名で表彰状が贈られた。この表彰は、東北六県を対象にした、権威あるもので、受賞の理由は、九文部および班の組織がきわめて良く整備されていること、運転者再教育鷹巣黄旗の発行、各種調査の実施、交通安全運動リーダーの養成などが認められたものです。

幼児を水の事故から守りましょう

水がぬるむとともに川、池などでの水の犠牲者が多くなっています。昨年、県内で六月から八月までに水の事故で亡くなった人は二十八名、その四割までが中学生以下の子どもでした。とくに六月は夏休み前ですので、子どもの中でもとりわけ幼児の事故が大半を占めています。その原因もすべてが親の不注意から起っています。いたましい幼児の水死事故を防ぐため次のことに注意しましょう。

- ① 幼児から常に目を離さないよう、とくに母親は注意する。
- ② 幼児の遊び友だちとの母親とは、すぐ連絡できるようにしておく。
- ③ 幼児には、用水堀や川などが、なぜあぶないかをわかりやすく、くり返して教える。
- ④ 家の近くに危険な場があるときは、近所の人たちと相談し、一刻も早くフタなどをする。



参院選に当り二つの訴え

第九回目の参議院議員通常選挙が近く行なわれる。(注 六月二十七日(日))

この選挙は、特に重要な意義を持っている。参議院には解散がなく、任期が六年であるから日本の将来を決定づけるほどに内外の状況の激動する時期に、長期にわたって国政の審議にあたる議員を選ぶのだからである。

なお、中国との国交、沖縄の返還、物価、国際通貨の不安などの問題、過疎、過密、公害、交通、米の生産調整等の当面の選挙の争点がある。国政への総参加

これまで参議院の選挙は低調と言われてきた。

過去八回の選挙で投票率が七〇%を超えたのは昭和二五年の一回だけ、昭和三四年が最低で五八%を記録している。

参議院は権限が衆議院より少ない全国区と地方区から議員を選出し、選挙区が広汎で候補者への親近感が薄い。参議員は、当初の頃、無所属の著名な議員の組織する緑

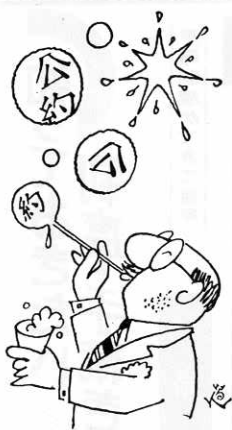
風会の存在によって、著しく権威づけられていたが、選挙の回を重ねるごとに会員が減じ、遂に昭和四〇年に解散してから、また参議院から三人の閣僚を出すことがいつからか不文律化されてからは、その特質が、著しく薄れてきている。

このように、仕組みや運用に幾つかの問題はあるものの、選挙を行なうのは政党や候補者でなく、あまねく我々国民なのである。参議院の特質を生かす選択がなされれば良識の府とすることもできるのである。とかく批判の多い選挙制度を改めることも、われわれ国民がその方向に進めば決して不可能でない。

今次選挙の意義と価値を生かすかどうか、一に我々の選択にかかっている。すべての有権者がこの選挙に参加されるようお願いしたい。これが第一の訴えである。

選挙悪と対決しよう

四月に行なわれた地方選と三年前の参院選の実態を直視



シャボン玉公約はいりません

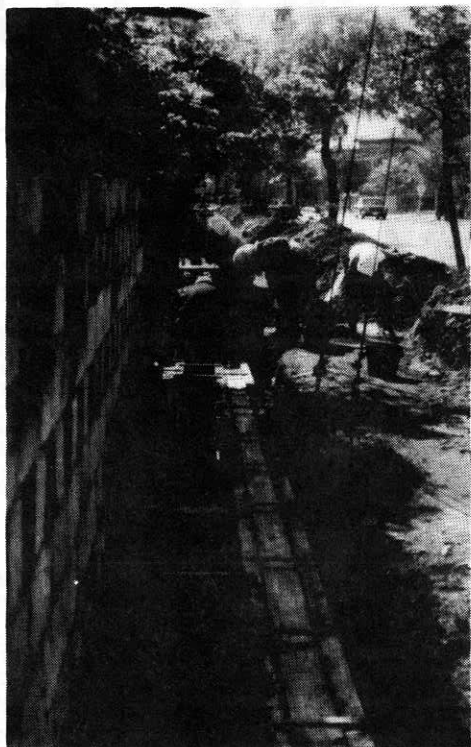
改田昌直

第一戦

十八年間も

都市整備につくす

失業対策事業に働く人々



広小路で、側こう改良に励む失対の人たち

この六月一日は、町民が忘れぬことのできない鷹巣大火の日(昭和二十五年)で、あのときから二十一年目を迎えた。

本町は大火後すぐ都市計画地域に指定され、第一次区画整理事業をはじめ、さらに第

二次計画も三十四年をもって完成した。この事業と併わせて失業対策事業が行なわれ、た側こう(溝)新設また改良も数多く、環境整備につくしている功績が大きい。

失対事業がはじめられた当時は四十名近くの大世帯であったが、二十年を経た現在では九名となっている。失対事業に働いている人は最高七十七歳を筆頭に四十二歳までであるが、応能区分によって賃金が支給されている。

この事業は、国庫補助による町直営で、資材や工具は町で支弁している。今後は側こう改良のほか、側こう清掃事業にも力が注がれることになっている。この人たちは「自分たちが、精いっぱい町のために作った側こうが、大事に長く使用目的をはたすことを願っている」と町民に側こう愛護を呼びかけています。

し、その反省の上に立って参院選に取り組むことが肝要である。

政党、候補者は、その政策、主義主張をわかり易く訴える

ことを運動の主眼とし、三年前のように地位の利用や沢山の金を使う悪弊を繰りかえすことのないように。また、有権者はいままらよい選択の準備を進め、選挙悪とは正面から対決してこれを追放することが、第二の訴えである。

財団法人・明るく正しい選挙

挙進進全国協議会

「明るく正しい選挙推進機関紙」「私たちの広場」第四三八号から転載)

たばこ愛煙で

三千百七十九

万円が町へ

町では、「町内からたばこを買いましょう」と呼びかけていますが、いったい町にどのくらい利益があるか、お知

らせしましょう。

専売公社のたばこ販売利益金は大部分が国庫に納付されますが、一部分は道府県や市町村に納付されます。これは地方税の一種である「道府県たばこ消費税」と「市町村たばこ消費税」の規定にしたがってそれぞれ専売公社が、その区域のたばこ販売実績によって税金を納付するわけです。

昭和四十五年度分として町へ収入になった額は、三千百七十九万三千九百四十円、前年

たばこは

町内で買いましょう

知っておきたい 制度・手続き

戸籍制度ができて百年

婚姻届と出生届

市区町村の役場には、戸籍が備えられ、人が生まれ、養子にいたり、そのことが、それぞれの戸籍に記載されます。

この戸籍制度は、日本国民を登録し、国籍や身分関係を公証する唯一の制度で、相続や就職、進学などの、各種の年金をもらうときなどに、私たちの身分を証明するものとして欠くことのできないものです。

ところで、ことは、日本に近代的な戸籍の制度ができてから百年目に当たります。この制度の目的を生かすためには、私たちの身分関係が正しく戸籍に記載されていることが必要だが、そのためには正しい戸籍の届け出をしなればなりません。

そこで、今回は、戸籍の届け出の中でも一番身近な婚姻届と出生届を説明しよう。

ひとつの戸籍には、ひと組の夫婦とその子どもが書かれています



婚姻届

夫婦として法律上保護

結婚式をあげ、二人で生活をはじめると、世間では夫婦として通用するが、法律上は、市区町村の役場に婚姻届を出

婚姻届で法律上夫婦に 休日、郵送でも受付ける

挙式当日届け出した

そこで、婚姻届は、できれば結婚式をあげた日に提出することになれば、一番いいわけです。市区町村の役場に行くとき、婚姻届が備え付けてありますので、挙式の日取りが決まったら、あらかじめ用紙をもらって所定の書き方を教えるなど、届け出の準備をしておけば、簡単に結婚式の当日に届け出ができます。

婚姻届には、夫婦が署名、押印が必要だが、作成した婚姻届を役場へ持参するのは本人でなくてもよいので、友人や親類の人に頼むことができます。また、式の日が休日であっても、戸籍の届け出は、人

さなければ、正式の夫婦と認められない。たとえば、婚姻届を出さないうちに夫が交通事故で死亡したりすると、その妻は法律上夫婦とはいえないので、夫の財産を相続することができないことになりま

婚姻とどけをしなくて正式の夫婦と認められません



出生届

十四日以内と義務づけ

子どもが生まれ、その出生届を市区町村役場に出すと、戸籍に記載されます。これは、届け出があつて初めて生まれたと認められるわけではない。この点、婚姻届と違うが、出生のような重要な身分関係が戸籍に長く記録されないでいると、身分関係に混乱を招くことになり、出生届は十四日以内に提出する義務づけられています。

一生にとって大切なことだから、市区町村の役場では宿(日)直員が受取ってくれることになっています。婚姻届書は、郵送することでもできます。この場合には、婚姻届書が役場に届いたときに婚姻が成立するが、万一、郵便発送後、役場に届く前に



ず出生地の市区町村役場にすることになっていましたが、昨年から住所地や本籍地の役場に届け出てもよいことになりました。届書を郵送することができるのは、婚姻届と同じです。

赤ちゃんが生まれたら14日以内に届け出なければなりません



名前はやさしい文字で

出生した子どもの名前に、あまりむずかしい文字を使うと、本人だけでなく、社会生活を営む周囲の人の迷惑にもなりますから、ひらがなか、カタカナ、また漢字を使うときには、当用漢字または人名用漢字を使用しなければなりません。十四日以内に名前がつけられなかったときは、とけい、後日、名前を届け出ることでもできます。

自分の本籍(戸籍のある番地)を正しくおぼえておきましょう



かわいい赤ちゃんにも、本籍と住所があります。

本籍・人口世帯数

(昭和46年3月31日現在)

本籍数	10,379
本籍人口数	32,811
住録民人登口	
男	12,581
女	13,353
計	25,934
住民登録世帯数	6,670

戸籍事件届出数 (昭和45年4月1日 昭和46年3月31日)

事件の種類	出	認	養子縁組	養子離縁	婚姻	離婚	親など	死	復	姻族関係	入	分	名の変更	転
本届受理 (A)	294	5	19	2	196	28	5	163	1		2	4	2	59
届出 他市町村からの送付 (B)	163	2	18	2	392	17		29	1		6	4		55
人数 計 (C)	457	7	37	4	588	45	5	192	2		8	8	2	114

資料